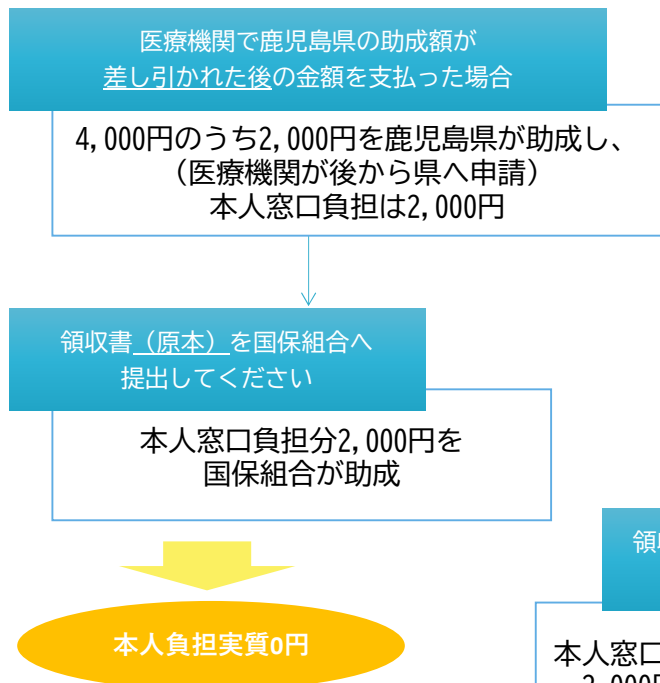


歯科医師国保組合と鹿児島県のインフルエンザ予防接種費用助成制度併用 手続き例

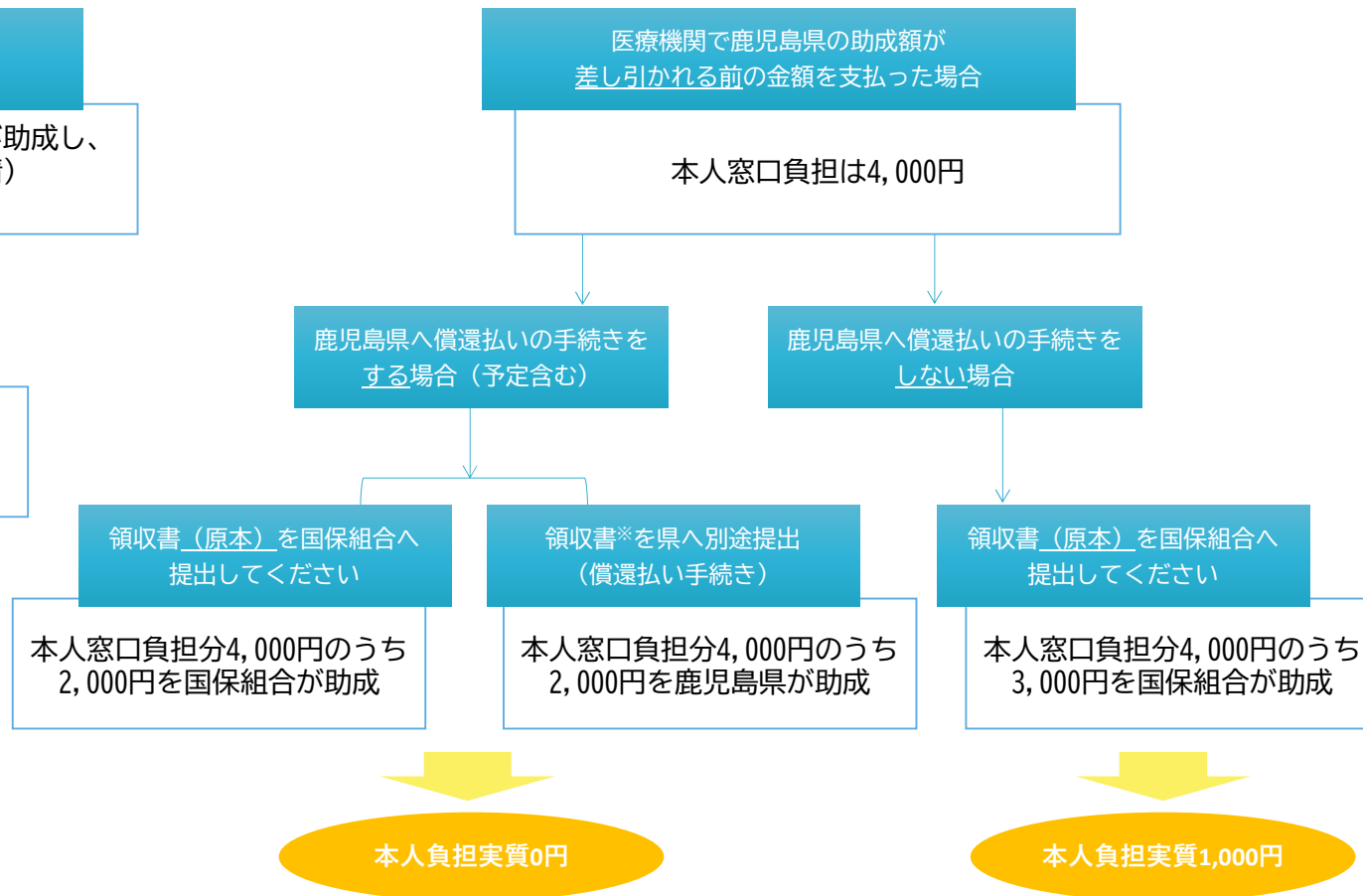
※ 予防接種費用総額が4,000円の例

(1人あたりの助成上限額は国保組合3,000円、鹿児島県2,000円)

例1



例2



※鹿児島県の手続きでは、領収書の「写し」も可となっています。(国保組合での手続きでは「写し」は不可)
国保組合に領収書原本を提出した後に県への手続きをする場合は、領収書返却希望の旨ご連絡ください。
(「〇円支給済」印を押したものを返却します。)

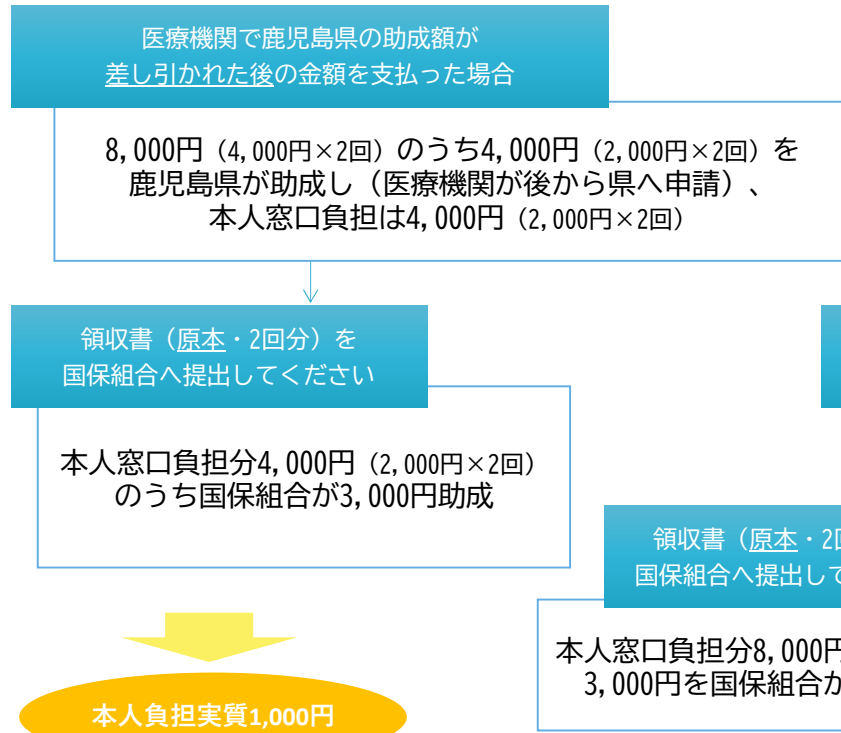
鹿児島県の助成制度詳細については、県のホームページ等でご確認ください。

歯科医師国保組合と鹿児島県のインフルエンザ予防接種費用助成制度併用 手続き例 ②

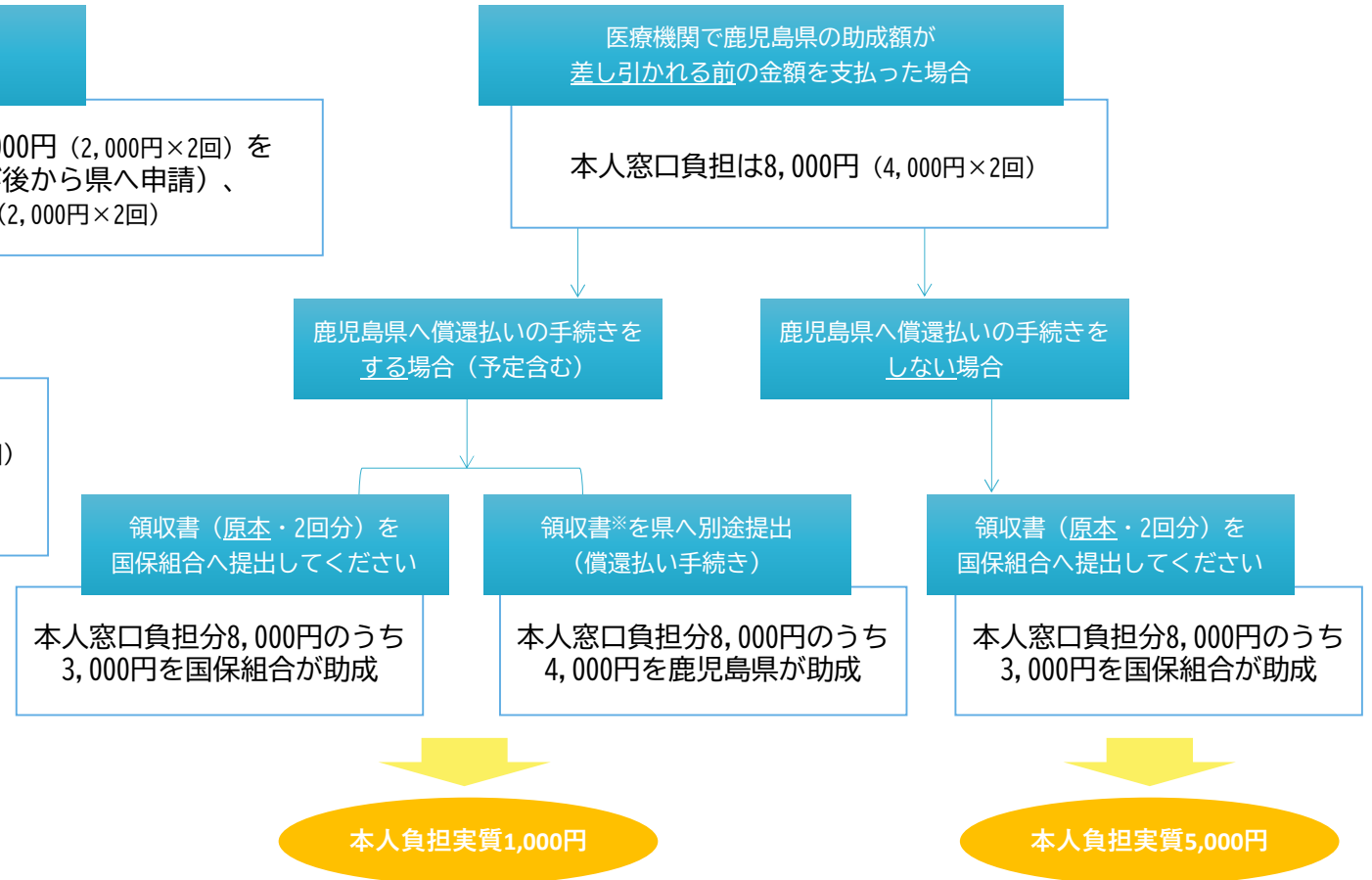
※ 接種者が生後6か月～小学6年生であり
予防接種費用総額が4,000円×2回の例

(1人あたりの助成上限額は国保組合：3,000円、鹿児島県：1回につき2,000円)

例1



例2



※鹿児島県の手続きでは、領収書の「写し」も可となっています。(国保組合での手続きでは「写し」は不可) 国保組合に領収書原本を提出した後に県への手続きをする場合は、領収書返却希望の旨ご連絡ください。(「〇円支給済」印を押したものを返却します。)

鹿児島県の助成制度詳細については、県のホームページ等でご確認ください。